

会員通知 第11号
平成27年2月17日

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

信用取引における平均単価の導入に伴う
「信用取引及び貸借取引規程」の一部改正について

本所は、「信用取引及び貸借取引規程」の一部改正を行い、本所が定める日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、今般、信用取引における平均単価の利用ニーズが顕在化してきたことを踏まえ、市場利用者の利便性の向上を目的として、信用取引において平均単価の取扱いが可能となるよう、制度の対応を行うことによるものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 信用取引に関する通知書への平均単価の利用等

- ・会員が、未決済勘定がある顧客に対して毎月送付する信用取引に関する通知書について、法令に基づき取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段に平均単価を用いることができるものとします。
- ・顧客が特定投資家などである場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合には、信用取引に関する通知書の送付を要しないものとします。

II. 施行日

本所が定める日から施行します。

なお、「本所が定める日」は、平成27年3月16日とします。

以上

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が認可金融商品取引業協会に所属する金融商品取引業者である場合又は<u>法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書の交付を要しない場合</u>については、この限りでない。</p> <p>2 制度信用取引に係る前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。<u>ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段として当該平均額を記載することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 会員は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第56条（第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。）に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は当該通知書を送付したものとみなす。</p>	<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が認可金融商品取引業協会に所属する金融商品取引業者である場合については、この限りでない。</p> <p>2 制度信用取引に係る前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会員は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条（第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。）に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は当該通知書を送付したものとみなす。</p>

新	旧
<p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。 (注)「本所が定める日」は、平成27年3月16日</p>	<p>5 (略)</p>